

第142号議案

足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例

足立区創業支援施設条例（平成15年足立区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 この条例において「入居者」とは、第10条により、区長から事務所の使用を許可された入居予定者（現に事務所に入居している者を含む。）をいう。

第5条の見出しを「（入居者の公募等）」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

（2）個人事業の開業、会社役員への就任その他の経営の経験が3年未満であり、事業を始める予定があること又は現在経営している事業の創業前の経営の経験が3年未満であり、現在経営している事業が創業から5年未満であること。

第6条第3項中「決定をしたとき」を「決定したとき」に改める。

第11条ただし書中「1年に限り」を「個人事業の開業届出書提出日若しくは法人設立届出書提出日のいずれか早い日又は入居開始日のいずれか早い日を起算日とし、その日から5年を超えない日の属する月まで、1年を超えない限度で3回まで」に改める。

第13条第4項中「無料」を「第14条に定める共益費及び第15条に定める費用以外は徴収しないもの」に改める。

第16条第1項中「事務所を」の次に「第三者に」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え

る。

2 入居者は、自ら雇い入れる従業員等、自身以外の者と事務所を使用する場合には、あらかじめその旨を区長に届け出なければならない。

第19条の見出し中「使用権」を「入居資格」に改め、同条中「入居者の死亡、身体の故障その他の事由により事業を継続することが困難となつた場合、相続人又は入居者が指定する者に使用の権利の承継を」を「、規則で定める許可基準に基づき、相続、合併、代表者変更その他の規則で定める理由の発生により入居資格を承継する必要があると認めるときは、これを」に改める。

第21条の見出し中「取消し」の次に「及び明渡し請求」を加え、同条中「取り消すものとする」を「取り消し、明渡しを請求することができる」に改め、同条第4号中「故意にき損したとき」を「故意若しくは重大な過失により毀損したとき、又はそのおそれがあるとき」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が施設等の管理上必要があると認めるとき。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定による明渡しの請求を受けた入居者は、区長が指定した日までに入居者の負担で事務所を現状に回復した上で明け渡さなければならない。この場合において、入居者は、区長に対して損害賠償その他の請求をすることができない。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

創業支援施設の公募要件、入居期間、入居資格の承継基準等の見直しを行うほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。